

不動産執行事件申立必要書類等

(令和3年1月4日)

1 申立添付書類等 (A4判)

(1) 担保権実行(不動産競売)の場合

- ① 申立不動産の登記簿謄本 → 1部
※建物のみの申立て 敷地の謄本も提出する。
※土地のみの申立て 地上建物があれば建物の謄本, 更地の場合はその旨を申立書に記載するか上申書を提出する。
- ② 上記①の登記簿謄本の写し → 2部
- ③ 不動産の公課証明書(年税額または税率の記載あるもの) → 1部
- ④ 商業登記簿謄本等(※当事者に法人が含まれる場合) → 1部
- ⑤ 債務者及び所有者の住民票, またはその他住所を証するに足りる文書 → 1部
- ⑥ 続行決定申請書(※滞納処分差押えが先行する場合のみ必要) → 1部
- ⑦ 特別売却に関する同意書(申立書にその旨の記載がある場合は不要) → 1部
- ⑧ 物件案内図(ゼンリン地図等) → 2部
- ⑨ 不動産登記法第14条(旧17条)の地図(同地図が存在しない場合は公図) → 2部(1部はコピーで可)
※建物のみの申立ての場合にも敷地の地図を提出する。
- ⑩ 法務局備え付けの建物図面 → 2部(1部はコピーで可)
〔注意〕 ①④⑤の書類は, 申立前一ヶ月以内のものを提出する。

(2) 強制競売の場合(上記①~⑩に加えて次の書面を提出する)

- ⑪ 強制力ある債務名義の正本, 同送達証明書 → 各1部
- ⑫ 仮差押え決定正本の写し(請求債権につき仮差押を経由している場合のみ) → 1部

2 申立添付書類以外の提出書類等

- 請求債権目録(横書き・別紙を引用している場合は別紙も含む) → 1部
申立債権者の住民票, またはその他住所を証するにたりる文書 → 1部
上記1の(1)③の不動産の公課証明書のコピー → 2部

3 申立手数料【収入印紙で納付】

- (1) 強制競売の場合 → $4,000円 \times (\text{債務名義の数}) \times (\text{債務者の数})$
- (2) 不動産競売の場合 → $4,000円 \times (\text{実行する担保の数})$

4 民事執行予納金

- (1) 物件3筆まで(基本) → 55万円
 - (2) 3筆を越える場合 → $55万円(基本) + 5万円 \times (\text{超える筆数})$
- 〔注意〕 予納金を納めない場合は, [申立却下, 手続取消]されることがあります。

5 登録免許税

- (1) 登記所が一つの場合 → $\text{請求債権額} \times 0.004 = (100円未満は切捨)$
- (2) 複数の登記所に納める場合 → 次のとおり算出した「定率納付登記所」の分と「定額納付登記所」の分を合計した登録免許税を納める。

- ① 物件数のもっとも多い登記所を「定率納付登記所」とし,
→ $\text{請求金額} \times 0.004$
- ② 他方の登記所を「定額納付登記所」とし,
→ $1,500円 \times (\text{定額納付登記所の不動産の数})$

登録免許税額が3万円以上のときは, あらかじめ銀行等で納付し, その証明書『国庫金納付証明書』を提出する。

3万円以下であれば収入印紙で納付する。

6 郵便切手84円分(保管金提出書送付用)

不明な点は, 直接窓口等でお尋ねください。

那覇地方裁判所 民事第3部 不動産執行係 098-918-3328 (直通)